

一般財団法人神戸農政公社ガバナンス推進本部設置要綱

(令和4年9月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人神戸農政公社（以下「公社」という。）が法令遵守をはじめ、企業倫理に則った適正な事業運営を行い、ガバナンス強化を推進することを目的として一般財団法人神戸農政公社ガバナンス推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の職務)

第2条 本部の職務は、次の各号に挙げる事項とする。

- (1) 元役員に関わる不適切事案の原因等の検証
- (2) 不適切事案の再発防止策の検証および実施
- (3) 持続的なガバナンス強化に向けた取り組みに関する検証および実施
- (4) 理事会への報告および提言

(組織及および運営)

第3条 本部は、公社の理事長、常務理事、常勤理事、監事、部長級以上の職員および外部弁護士により組織する。

- 2 本部長は、理事長をもって充てる。
- 3 副本部長は、常務理事をもって充てる。
- 4 改善チームは、公社の常勤理事および部長級以上の職員をもって充てる。

(本部長および副本部長)

第4条 本部長は本部の事務を掌握する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は年1回開催するほか、本部が必要と認めたときに随時開催する。

(資料提出その他の協力)

第6条 本部は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、経営企画部（経営企画部長、担当課長）が行う。

附則

この要綱は、令和4年9月1日より施行する。

この要綱でいう「不適切事案」とは、令和元年6月12日付神戸市からの要請に基づき、不適切事案の存否等について調査を実施し、不適切事案が疑われる事案についての調査の結果、認定された不適切事案のことをいう。

(参考)

